

環境局都民の声窓口に寄せられた都民の声（令和4年5月分）

◆ 対応事例

対応事例 1

件名	使用済鉛蓄電池の保管場所について
概要	<p>使用済鉛蓄電池について、東京都では、普通の産業廃棄物保管場所でのよいのでしょうか？</p> <p>また、普通の産業廃棄物保管場所でいいのなら、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置もしなくていいのでしょうか？</p>
対応	<p>お問い合わせのありました使用済鉛蓄電池の品目については、産業廃棄物の「廃プラスチック類（ケース）」「金属くず（極板、端子等）」及び特別管理産業廃棄物の「廃酸」の混合物であり、特別管理産業廃棄物としての保管基準が適用されます。</p> <p>また、東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置・変更・廃止について、報告書の提出を求めています。</p>